

警察署協議会の運営状況について

1 設置の趣旨

平成13年、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として設置された。
(警察法第53条の2)

2 委員（令和元年6月1日現在）

- (1) 委員数 242人（1協議会当たり5～13人）
- (2) 平均年齢 58.8歳（最年少19歳，最年長83歳）
- (3) 再任等 新規91人(37.6%)，再任85人(35.1%)，再々任66人(27.3%)
- (4) 男女別 男性139人(57.4%)，女性103人(42.6%)
- (5) 分野別

| 管内事業者等 | 自治会 | 自治体 | 教育関係者 | 学生 | 医療福祉関係 | 保護司 | その他 |
|--------|-----|-----|-------|-----|--------|-----|-----|
| 74人 | 23人 | 26人 | 22人 | 10人 | 22人 | 7人 | 58人 |

その他～無職，農業，主婦，住職，民生委員等

3 開催状況（平成30年度中）

- (1) 平均開催回数 4回
- (2) 平均出席率 87.8%
- (3) 平均開催時間 86.0分

4 協議会の意見を受け警察業務へ反映した主な事例（平成30年度中）

(1) 新規開館する施設周辺の交通環境の整備について（三次警察署）

本年4月に開館の施設周辺の道路が狭く，事故が増加するのではないかとという委員の意見を受け，施設周辺に「ゾーン30」規制や速度抑制のためのポール，ドライバーに分かりやすい道路標示の設置等について，自治体等とも協議の上，交通規制の整備等を進めた。

(2) 認知症患者への理解を深めるための署員教育の実施について（江田島警察署）

今後ますます認知症患者への対応が求められると思うが，部外講師による署員教育を行ったかどうかという意見を受け，市の担当職員を招致し，「認知症サポーター養成講座」を開設した。警察署長以下約20名の署員が受講し，認知症患者の特性を理解した「認知症サポーター」の認定を受けた。

(3) 委員が在籍するボランティア団体と共働した活動の実施について（山県警察署）

委員が在籍するボランティア団体等が主催する活動へ警察官を派遣したらどうかという意見を受け，委員が在籍するボランティア団体が行っている「通学路見守り活動」に警察署員も参加した。これにより，ボランティア関係者の士気を高めるとともに，住民の安全意識と児童の防犯意識の向上が図られた。

5 警察署協議会連絡会

各警察署協議会会長等代表者による連絡会の開催（平成31年1月30日）